

# 従相保険クラブ

JU SO HOKEN CLUB

ご加入のおすすめ



万一の時だけでなく、元気に勤務されている職員の方も利用できる福利厚生制度

社会福祉施設等における福利厚生の一環として、掛金は施設が負担し、役員・職員（パート職員を含みます）が業務上、業務外を問わず、死亡・高度障がい、不慮の事故による障がい・入院、ケガや病気等による入院をされた場合に弔慰金や見舞金、ケガ・病気等入院給付金、災害入院給付金をお支払いする保険です。また、元気に勤務されている職員の方(\*)にも、N-コンシェルジュ(生活・レジャー・エンタメ・グルメ等の豊富なメニューを優待価格で利用できるサービス)を利用いただけます。

(\*) 配偶者・二親等以内のご親族も利用いただけます。

## 従事者相互保険

【災害保障特約付団体定期保険】

死亡・高度障がい保障  
不慮の事故による障がい保障・入院保障



ご希望に合わせて追加可能!

## 総合医療保険

【総合医療保険（団体型）】

ケガ・病気等による入院

従相保険クラブ  
ご案内動画



従相保険クラブは  
24時間保障!

一人月額390円<sup>(\*)</sup>から加入できる充実したプラン

(\*)従事者相互保険単独コースの場合

2026年7月より掛金が改定となります。当パンフレットは改定後の内容を掲載しています。

大好評

「N-コンシェルジュ」を  
ご存じですか？

生活・レジャー・エンタメ・グルメ等の  
豊富なメニューを優待価格で  
ご利用になれるサービスです



レジャー



グルメ



生活

※写真はイメージです。

従相保険クラブには  
「N-コンシェルジュ」が付いています

施設や職員のみならずおおよび配  
偶者・二親等以内のご親族は、  
「N-コンシェルジュ」をご利用に  
なれます!

「各種割引特典サービス」や「健康・介護・メン  
タルヘルス」の専門職への無料相談がご利用に  
なれます。

詳しくは、パンフレット10ページ~11ページ  
をご確認ください。

### 【効力発生日と申込締切日】

	効力発生日	申込締切日
前期募集	2026年7月1日	2026年4月30日(木)
後期募集	2027年1月1日	2026年10月30日(金)

! 当パンフレットには公益財団法人社会福祉振興・試験センターと保険会社からお知らせする「契約概要」・「注意喚起情報」・「ご加入のみなさまへ」等の重要事項が含まれております。お申込み前に必ずお読みください。なお、ご加入者(施設・団体)は、当パンフレットをお読みいただいた後も大切に保管してください。

●当保険は新規採用等による追加募集をしておりますので、加入資格を有する方は上記効力発生日以降も随時加入できます。

社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士国家試験指定試験機関

公益財団法人 社会福祉振興・試験センター

# 従相保険クラブご加入のおすすめ

## 法人概要

法人名	公益財団法人 社会福祉振興・試験センター
設立	昭和21年3月25日
代表者	理事長 橋本 正明
所在地	東京都渋谷区渋谷1-5-6 電話 03-3486-7511 (代表) FAX 03-3486-7514

## 事業内容

- 社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士国家試験および登録業務
- 介護支援専門員実務研修受講試験の試験問題の作成に関する業務
- 社会福祉施設従事者のための相互保険事業（社会福祉施設従事者相互保険〔以下、「従事者相互保険」といいます。〕および総合医療保険）
- 独立行政法人福祉医療機構貸付に係る団体信用生命保険事業
- 社会福祉施設従事者のための確定拠出年金制度の運営管理事業
- 社会福祉施設職員等の国内および海外研修事業
- 専門情報誌「カイゴのチカラ」等の出版事業
- 福祉に関する調査・研究事業
- 独立行政法人福祉医療機構貸付（福祉貸付）に係る債務保証事業
- その他社会福祉の向上に資するための事業

## 従相保険クラブとは

職員の方々に万一のことがあった場合の保障（150万円～500万円）を確保する**従事者相互保険**とケガ・病気等の入院を保障する**総合医療保険**に加え余暇や健康をサポートする**N-コンシェルジュ**からなる福利厚生制度です。

従事者相互保険  
(団体定期保険)

総合医療保険  
(総合医療保険(団体型))

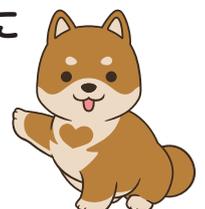
N-コンシェルジュ

## 従相保険クラブの特徴

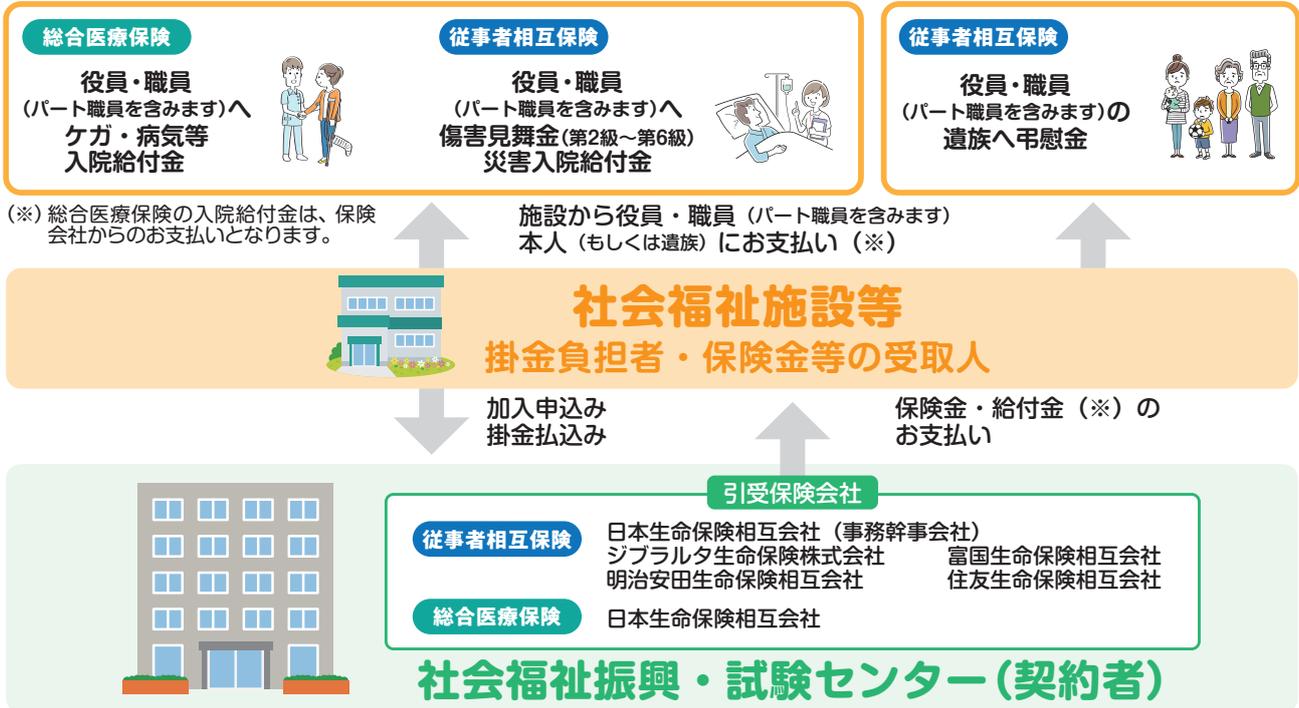
- ①全国で約4,300施設、約12万人が加入され、団体保険としての割引が適用されたお手頃な掛金（施設数およびご加入者数は2025年7月1日現在のものです。）
- ②業務上、**業務外を問わず、24時間保障**
- ③不慮の事故だけではなく**病気による死亡も保障**
- ④ケガや病気等の入院での**入院保障あり**  
(入院給付金日額1,000円・2,000円・3,000円より選択)
- ⑤施設や職員のみならず**ご家族(\*)の方がN-コンシェルジュ利用可能**  
(\*)配偶者・二親等以内のご家族も利用いただけます。

生活、レジャー・エンタメ、グルメ等の豊富なメニューを優待価格で！  
日本生命グループおよび提携先より、各種商品・サービスを期間限定で特別優待価格にてご提供。  
健康、介護、メンタルヘルスに関してのお悩みを専門職に相談可能。 (詳細は10ページ～11ページ)

- ⑥1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、割戻金をお受取りになれます。
- ⑦医師の診査は不要で、健康状態等の告知によるお申込み手続きです。
- ⑧年齢70歳6カ月を超えた方には、**長寿祝金\***を贈呈  
(※長寿祝金は当センター独自の給付です。詳細は7ページをご覧ください。)



## 従相保険クラブのしくみ



## 割戻金

### 割戻金のしくみ



保険期間満了後に収支計算を行った結果、剰余金が発生し、保険会社から配当金の支払いがあった場合は、当センターから施設あて割戻金として還元することとしています。割戻実績は公益財団法人 社会福祉振興・試験センター HP に掲載しています。

### 保障額と掛金 (抜粋版)

ケガ・ 病気等入院	1カ月あたり 施設掛金 (月額)						
	保障額 (死亡・高度障がい保険金)						
	(A)150万円	(B)200万円	(C)250万円	(D)300万円	(E)400万円	(F)500万円	
<b>1,000円 コース</b>	A1 685円	B1 775円	C1 865円	D1 955円	E1 1,135円	F1 1,315円	→詳細P.3
<b>2,000円 コース</b>	A2 980円	B2 1,070円	C2 1,160円	D2 1,250円	E2 1,430円	F2 1,610円	→詳細P.4
<b>3,000円 コース</b>	A3 1,275円	B3 1,365円	C3 1,455円	D3 1,545円	E3 1,725円	F3 1,905円	→詳細P.5
<b>なし</b>	A0 390円	B0 480円	C0 570円	D0 660円	E0 840円	F0 1,020円	→詳細P.6

# 保険内容

## ① 保障額と掛金

### 従相保険クラブ ケガ・病気等入院1,000円コース

コース		A1	B1	C1	D1	E1	F1
掛金	(月換算)	685円	775円	865円	955円	1,135円	1,315円
	半年分(1名あたり)	4,110円	4,650円	5,190円	5,730円	6,810円	7,890円

		保障の種類		保障額						
従事者相互保険	死亡・高度障がい	普通死亡弔慰金 (死亡保険金)	疾病により死亡されたとき							
		普通高度障がい見舞金 (高度障がい保険金)	疾病により所定の高度障がい状態になったとき [16ページ参照]	150万円	200万円	250万円	300万円	400万円	500万円	
		災害死亡弔慰金 (死亡保険金+災害保険金)	不慮の事故(所定の感染症を含む)により死亡されたとき							
		災害高度障がい見舞金 (高度障がい保険金+障がい給付金)(※3)	不慮の事故により19ページ別表の第1級に該当したとき	230万円	280万円	330万円	380万円	480万円	580万円	
総合医療保険	入院・障がい	ケガ・病気等入院給付金 (入院給付金)	ケガや病気等により1泊2日以上継続して入院されたとき(※2)	<1日あたりの給付額(1日目から給付)> 1,000円						
		災害入院給付金 (入院給付金)	不慮の事故により5日以上入院されたとき(※1)	<1日あたりの給付額(1日目から給付)> 1,200円						
		傷害見舞金 (障がい給付金)(※3)	不慮の事故により19ページ別表の第2級に該当したとき	56万円						
			不慮の事故により19ページ別表の第3級に該当したとき	40万円						
			不慮の事故により19ページ別表の第4級に該当したとき	24万円						
			不慮の事故により19ページ別表の第5級に該当したとき	12万円						
			不慮の事故により19ページ別表の第6級に該当したとき	8万円						

付帯サービス	N-コンシェルジュ	加入職員 全員 利用可能!(※4)
--------	-----------	-------------------

(※1) ただし、同一の不慮の事故による入院について、120日(入院日数)を限度とします。

(※2) 1回の入院については62日(入院日数)、通算1,095日をお支払い限度とします。

詳細については、20ページをご確認ください。

(※3) 障がい給付金の額は、障がいの程度(障がい等級)に応じて定まります。

不慮の事故により障がい等級1級となった場合は、上記の「災害高度障がい見舞金(高度障がい保険金+障がい給付金)」が支払われます。

(※4) 配偶者・二親等以内のご親族も利用いただけます。

※上記は確定掛金です。ただし、掛金は毎年の更新日に再計算し適用します。

※上記掛金には運営事務費が含まれています。詳細は裏表紙に記載の<団体お問合せ先>にご照会ください。

※上記掛金の従事者相互保険および総合医療保険の掛金の内訳は25ページをご参照ください。

# 保険内容

## ① 保障額と掛金

### 従相保険クラブ ケガ・病気等入院2,000円コース

コース		A2	B2	C2	D2	E2	F2
掛金	(月換算)	980円	1,070円	1,160円	1,250円	1,430円	1,610円
	半年分(1名あたり)	5,880円	6,420円	6,960円	7,500円	8,580円	9,660円

保障の種類			保障額						
従事者相互保険	死亡・高度障がい	普通死亡弔慰金 (死亡保険金)	疾病により死亡されたとき	150万円	200万円	250万円	300万円	400万円	500万円
		普通高度障がい見舞金 (高度障がい保険金)	疾病により所定の高度障がい状態になったとき [16ページ参照]						
		災害死亡弔慰金 (死亡保険金+災害保険金)	不慮の事故(所定の感染症を含む)により死亡されたとき	230万円	280万円	330万円	380万円	480万円	580万円
		災害高度障がい見舞金 (高度障がい保険金+障がい給付金)(※3)	不慮の事故により19ページ別表の第1級に該当したとき						
総合医療保険	入院・障がい	ケガ・病気等入院給付金 (入院給付金)	ケガや病気等により1泊2日以上継続して入院されたとき(※2)	<1日あたりの給付額(1日目から給付)> 2,000円					
		災害入院給付金 (入院給付金)	不慮の事故により5日以上入院されたとき(※1)	<1日あたりの給付額(1日目から給付)> 1,200円					
		傷害見舞金 (障がい給付金)(※3)	不慮の事故により19ページ別表の第2級に該当したとき	56万円					
			不慮の事故により19ページ別表の第3級に該当したとき	40万円					
			不慮の事故により19ページ別表の第4級に該当したとき	24万円					
			不慮の事故により19ページ別表の第5級に該当したとき	12万円					
			不慮の事故により19ページ別表の第6級に該当したとき	8万円					
従事者相互保険	入院・障がい	傷害見舞金 (障がい給付金)(※3)	不慮の事故により19ページ別表の第2級に該当したとき	56万円					
			不慮の事故により19ページ別表の第3級に該当したとき	40万円					
			不慮の事故により19ページ別表の第4級に該当したとき	24万円					
			不慮の事故により19ページ別表の第5級に該当したとき	12万円					
			不慮の事故により19ページ別表の第6級に該当したとき	8万円					

付帯サービス	N-コンシェルジュ	加入職員 全員 利用可能!(※4)
--------	-----------	-------------------

- (※1) ただし、同一の不慮の事故による入院について、120日(入院日数)を限度とします。
- (※2) 1回の入院については62日(入院日数)、通算1,095日をお支払い限度とします。  
詳細については、20ページをご確認ください。
- (※3) 障がい給付金の額は、障がいの程度(障がい等級)に応じて定まります。  
不慮の事故により障がい等級1級となった場合は、上記の「災害高度障がい見舞金(高度障がい保険金+障がい給付金)」が支払われます。
- (※4) 配偶者・二親等以内のご親族も利用いただけます。

※上記は確定掛金です。ただし、掛金は毎年の更新日に再計算し適用します。  
 ※上記掛金には運営事務費が含まれています。詳細は裏表紙に記載の<団体お問合せ先>にご照会ください。  
 ※上記掛金の従事者相互保険および総合医療保険の掛金の内訳は25ページをご参照ください。

# 保険内容

## ① 保障額と掛金

### 従相保険クラブ ケガ・病気等入院3,000円コース

コース		A3	B3	C3	D3	E3	F3
掛金	(月換算)	1,275円	1,365円	1,455円	1,545円	1,725円	1,905円
	半年分(1名あたり)	7,650円	8,190円	8,730円	9,270円	10,350円	11,430円

保障の種類			保障額								
従事者相互保険	死亡・高度障がい	普通死亡弔慰金 (死亡保険金)	疾病により死亡されたとき								
		普通高度障がい見舞金 (高度障がい保険金)	疾病により所定の高度障がい状態になったとき [16ページ参照]	150万円	200万円	250万円	300万円	400万円	500万円		
		災害死亡弔慰金 (死亡保険金+災害保険金)	不慮の事故(所定の感染症を含む)により死亡されたとき								
		災害高度障がい見舞金 (高度障がい保険金+障がい給付金)(※3)	不慮の事故により19ページ別表の第1級に該当したとき	230万円	280万円	330万円	380万円	480万円	580万円		
保障内容・商品名	総合医療保険	ケガ・病気等入院給付金 (入院給付金)	ケガや病気等により1泊2日以上継続して入院されたとき(※2)	<1日あたりの給付額(1日目から給付)> 3,000円							
		災害入院給付金 (入院給付金)	不慮の事故により5日以上入院されたとき(※1)	<1日あたりの給付額(1日目から給付)> 1,200円							
	従事者相互保険	入院・障がい	傷害見舞金 (障がい給付金)(※3)	不慮の事故により19ページ別表の第2級に該当したとき	56万円						
				不慮の事故により19ページ別表の第3級に該当したとき	40万円						
				不慮の事故により19ページ別表の第4級に該当したとき	24万円						
				不慮の事故により19ページ別表の第5級に該当したとき	12万円						
				不慮の事故により19ページ別表の第6級に該当したとき	8万円						

付帯サービス	N-コンシェルジュ	加入職員 全員 利用可能!(※4)
--------	-----------	-------------------

(※1) ただし、同一の不慮の事故による入院について、120日(入院日数)を限度とします。

(※2) 1回の入院については62日(入院日数)、通算1,095日をお支払い限度とします。

詳細については、20ページをご確認ください。

(※3) 障がい給付金の額は、障がいの程度(障がい等級)に応じて定まります。

不慮の事故により障がい等級1級となった場合は、上記の「災害高度障がい見舞金(高度障がい保険金+障がい給付金)」が支払われます。

(※4) 配偶者・二親等以内のご親族も利用いただけます。

※上記は確定掛金です。ただし、掛金は毎年の更新日に再計算し適用します。

※上記掛金には運営事務費が含まれています。詳細は裏表紙に記載の<団体お問合せ先>にご照会ください。

※上記掛金の従事者相互保険および総合医療保険の掛金の内訳は25ページをご参照ください。

# 保険内容

## ①保障額と掛金

### 従相保険クラブ 従事者相互保険単独コース

コース		A0	B0	C0	D0	E0	F0
掛金	(月換算)	390円	480円	570円	660円	840円	1,020円
	半年分(1名あたり)	2,340円	2,880円	3,420円	3,960円	5,040円	6,120円

保障の種類			保障額							
保障内容・商品名	従事者相互保険	死亡・高度障がい	普通死亡弔慰金 (死亡保険金)	疾病により死亡されたとき						
			普通高度障がい見舞金 (高度障がい保険金)	疾病により所定の高度障がい状態になったとき [16ページ参照]	150万円	200万円	250万円	300万円	400万円	500万円
			災害死亡弔慰金 (死亡保険金+災害保険金)	不慮の事故(所定の感染症を含む)により死亡されたとき						
			災害高度障がい見舞金 (高度障がい保険金+障がい給付金)(※2)	不慮の事故により19ページ別表の第1級に該当したとき	230万円	280万円	330万円	380万円	480万円	580万円
	入院・障がい	従事者相互保険	災害入院給付金 (入院給付金)	不慮の事故により5日以上入院されたとき(※1)	<1日あたりの給付額(1日目から給付)> 1,200円					
			傷害見舞金 (障がい給付金)(※2)	不慮の事故により19ページ別表の第2級に該当したとき	56万円					
				不慮の事故により19ページ別表の第3級に該当したとき	40万円					
				不慮の事故により19ページ別表の第4級に該当したとき	24万円					
				不慮の事故により19ページ別表の第5級に該当したとき	12万円					
				不慮の事故により19ページ別表の第6級に該当したとき	8万円					

付帯サービス	N-コンシェルジュ	加入職員 全員 利用可能!(※3)
--------	-----------	-------------------

(※1) ただし、同一の不慮の事故による入院について、120日(入院日数)を限度とします。

(※2) 障がい給付金の額は、障がいの程度(障がい等級)に応じて定まります。

不慮の事故により障がい等級1級となった場合は、上記の「災害高度障がい見舞金(高度障がい保険金+障がい給付金)」が支払われます。

(※3) 配偶者・二親等以内のご親族も利用いただけます。

※上記は確定掛金です。ただし、掛金は毎年の更新日に再計算し適用します。

※上記掛金には運営事務費が含まれています。詳細は裏表紙に記載の<団体お問合せ先>にご照会ください。

※上記掛金の従事者相互保険の掛金の内訳は25ページをご参照ください。

## ② 保険期間と効力発生日

- (1) 保険期間は、**効力発生日（2026年7月1日）～2027年6月30日まで**です。  
以降は毎年7月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。以後、お申し出のないかぎり、毎年自動的に継続加入となります。
- (2) 保険期間中での新規採用に伴う追加加入は、毎月末日（消印有効）までに従相保険クラブ事務局（以下事務局という）に到着した分について、翌々月1日から効力が発生します。期中加入者の保障期間は、効力発生日から2027年6月30日までで以後2027年7月1日付で1年間の契約として自動的に継続加入となります。
- (3) **新規施設・団体の加入申込みは年2回**で、その加入日（効力発生日）は、**7月1日と1月1日**です。なお、ご加入コース・ルールの変更は7月1日の更新時のみ可能です。



## ③ 加入対象および加入資格

- (1) 加入対象は、社会福祉法第2条に定める社会福祉事業を行う者、介護保険法第8条および第8条の2に定める介護保険サービスを行う事業者ならびに老人福祉法に規定する有料老人ホームを経営する者です。
- (2) 加入資格は、**上記施設および団体に勤務されている役員・職員（パート職員を含みます）**で、効力発生日現在、**年齢14歳6カ月を超え、年齢70歳6カ月以下の方（例えば、前期募集：1956年1月2日～2012年1月1日生まれの方、後期募集：1956年7月2日～2012年7月1日生まれの方）**で、健康で正常に就業している方です。

※加入資格の詳細については、従事者相互保険は12ページ、総合医療保険は20ページをご確認ください。

## ④ 長寿祝金（当センター独自の給付です）

毎年7月1日時点で年齢70歳6カ月を超えると自動的に脱退となりますが、その方には、当センターから**長寿祝金（A・Bコース5千円、C・Dコース7千円、E・Fコース1万円相当）**を贈呈させていただきます。

## ⑤ 加入資格者全員加入の原則

- (1) 加入日（継続加入日）現在の加入資格者は、**施設単位で全員同一コース**に加入いただきます。  
常勤、パート勤務の別を問いません（**特定の人を意図的に除くことはできません。**）。  
なお、ご加入ルールの変更は7月1日の更新時のみ可能です。
- (2) 新規加入または保障額が増額となる場合は、加入者（被保険者）の同意を必要とします。  
同意確認は加入者の「加入申込書兼告知書・異動報告書（1表）」への記名・押印により行います。  
加入（増額）の同意印のない方は加入（増額）できません。

## ⑥ 掛金

掛金は月払ですが、**半年に1度払込みいただきます**。事務の簡素化等に配慮して月払掛金を半年分にまとめ、年2回当該年度の**前期（7月中旬）・後期（1月中旬）**に同じ額としています（コース別掛金半年分）×（7月1日現在の加入申込者数）。

## ⑦ 掛金の当センター宛払込方法

- (1) 掛金は、**前期掛金（7月1日～12月31日）および後期掛金（1月1日～6月30日）**の年2回払いです。
- (2) 掛金は、ご指定の口座から自動引落しする方法と施設等からお振込みいただく方法があります。
- (3) **自動引落しの場合、掛金の1%が軽減されます**。（通帳に「サンエイ・シケンセンター」等と表示されます。）また、ゆうちょ銀行からお振込みの場合、振込手数料は当センターが負担いたします。

## ⑧ 加入（増額）申込時の告知について

告知いただいた内容によって、加入（増額）いただけない場合があります。なお、健康状態等の告知によって、増額いただけない場合は、ご加入中の保障額にて継続いただけます。

## ⑨ 加入者の異動手続（追加加入・脱退）

新規採用による追加加入、退職による脱退、同一法人内の転入（新規加入扱い）や転出（脱退扱い）の異動手続きは、発生の都度「加入申込書兼告知書・異動報告書（1表）」を月次で従相保険クラブ事務局宛に郵送してください。転出入については、転出・転入先それぞれからの異動報告をもって手続きをおこなうこととしていますので、転出元および転入先はそれぞれ連携して、手続きをおこなうようお願いいたします。また、一方の「加入申込書兼告知書・異動報告書（1表）」のみ提出された際は、正しく手続きが行われず保障がなくなる場合がありますので、必ず両方の「加入申込書兼告知書・異動報告書（1表）」をご提出ください。

追加加入者の保障開始日は、月末までに加入申込書が当事務局に到着した場合、翌々月1日になります。



## ⑩ 加入者の異動に伴う掛金の増減

加入者の異動に伴う掛金の増減は、割戻金により精算することとしています。加入者の異動は月あたりで計算し、払込みいただいた掛金が不足した場合は割戻金から差引き、逆に払込みいただいた掛金が多い場合は割戻金に加えて払戻しいたします。



## ⑪ 口座のご登録

- 掛金の払込み方法を自動引落としとする場合は、**ご指定口座登録のため「預金口座振替依頼書（金融機関用）」を提出してください。**割戻金はこの口座に振込みます（自動引落としの指定口座と別にしたい場合は別途登録してください。）。
- 掛金の払込み方法がお振込みの場合は、割戻金のための口座を別途登録いただきます。「受取指定口座登録・変更届」を提出してください。
- 代表者変更で預金者名も変更する等、ご登録の口座に変更があった際は、その都度該当する所定の用紙を提出してください。

## ⑫ 加入者名簿

新規契約および契約を更新された施設・団体には、「加入者名簿」および「事務の手引き」をお届けします。

## ⑬ 保険に係る税務について

一般的な税務のお取扱いは次の表のとおりです。今後、税制の変更に伴い、税務のお取扱いが変わることがあります。詳しくは税務当局等にお問合せください。

	法人・施設	加入者・遺族
掛金	支出：福利厚生費として損金計上	—
保険金（甲慰金）	受取：雑収入として益金計上 遺族へ支給： 福利厚生費（甲慰金）として損金計上	次の金額までは課税されない。 業務上死亡：普通給与の3年分※1 業務外死亡：普通給与の6カ月分※1 これを超える部分は相続税が課せられる。※2
保険金（高度障がい）	加入者へ支給： 福利厚生費（見舞金）として計上し、社会通念上妥当な金額については損金計上	受取った見舞金は、社会通念上妥当な金額については非課税
給付金（入院など）		受取った給付金は非課税
割戻金	受取：雑収入として益金計上	—

※1 普通給与とは、俸給、給料、賃金、扶養手当、勤務地手当、特殊勤務手当などの合計額

※2 相続税が課される場合も、「500万円×法定相続人数」の範囲内までは非課税

## ご加入手続きの流れ・・・

- ・新規に加入の場合は、「加入申込書兼告知書・異動報告書（1表）」をご提出ください。
- ・すでに加入されている方で、**その他内容の変更（脱退を含みます。）**がある場合は、「加入申込書兼告知書・異動報告書（1表）」をご提出ください。**内容に変更のない場合は従来の加入内容で継続されますので、提出いただく書類はありません。**
- ・必要事項が記入・押印されているか、ご提出前にご確認ください。内容を訂正される場合は訂正箇所を二重線で抹消後、訂正印（施設印または同意印と同一のもの）を押印のうえ、正しい内容をご記入ください。

### 「1」施設記入

2表



1表

被保険者の  
同意印

### 「2」新規加入・増額者全員分 告知および同意印

#### 【従事者相互保険】

1. 告知日現在、病気やけがにより欠勤中の方がいますか。  
(病気やけがの治療のため公休・普通休暇等で欠勤している方を含む)
2. 告知日から過去1年以内に、病気やけがにより継続して2週間以上欠勤された方がいますか。(病気やけがの治療のため公休・普通休暇等で欠勤した方を含む)
3. 告知日現在、健康上の理由で勤務の特別扱(※)を受けている方がいますか。  
※健康上の理由で勤務に制限を加える必要のある方で、勤務先または医師等の指示により労働時間(日数)短縮の特別扱を受けている場合をいいます。

告知事項(項目番号「2」「3」)に該当する場合は別途『被保険者の告知書』を提出してください。  
該当しない場合は『被保険者の告知書』の提出は不要です。

#### 【総合医療保険】

告知日から過去5年以内に、病気またはけがにより、継続7日以上にわたり、欠勤をされた方はいますか。  
(病気やけがの治療のため公休・普通休暇等で欠勤した方を含む)  
上記告知事項に該当する場合は別途『被保険者の告知書』を提出してください。  
該当しない場合は『被保険者の告知書』の提出は不要です。

同意印はスタンプ印可、訂正用の豆印不可

### 「3」

郵送にて申込書提出

※上記イメージ図は、ご加入手続きの流れを案内するもので配付されたものと内容が異なる場合があります。

## 更新時の手続きについて **重要**

**内容に変更のない場合は従来の加入内容で継続されますので、提出いただく書類はありません。**

毎年7月1日が更新日です。

毎年3月～4月に、現在加入されている方々の「加入申込書兼告知書・異動報告書（1表）」をお送りします。  
すでに加入されている方で、**その他内容の変更（脱退を含みます。）**がある場合は、**該当の方が印字されている「加入申込書兼告知書・異動報告書（1表）」のみ変更内容を記載のうえご提出**ください。

## 給付事例（A0コースもしくはA3コースの場合の例です。）



施設に勤務しているAさんが、肺炎で10日間入院をしました。

コース	A0	入院給付なし
	A3	ケガ・病気等入院給付金（入院給付金） 3,000円 × 10日 = 30,000円

施設に勤務するBさんが、犬の散歩中転倒して足を骨折し10日間入院をしました。

コース	A0	災害入院給付金（入院給付金） 1,200円 × 10日 = 12,000円
	A3	災害入院給付金（入院給付金） 1,200円 × 10日 = 12,000円 ケガ・病気等入院給付金（入院給付金） 3,000円 × 10日 = 30,000円 計 42,000円

施設に勤務しているCさんが、くも膜下出血でお亡くなりになりました。

コース	A0	普通死亡弔慰金（死亡保険金） 150万円
	A3	普通死亡弔慰金（死亡保険金） 150万円

施設に勤務しているDさんが、災害保険金の給付対象となる感染症によってお亡くなりになりました。

コース	A0	災害死亡弔慰金（死亡保険金+災害保険金）= 230万円
	A3	災害死亡弔慰金（死亡保険金+災害保険金）= 230万円

<ご注意>

上記給付事例は概要を示しています。保障内容に関する詳細や給付金のお受取りにあたっての日数制限等、制限事項については、当パンフレット「保険金・給付金のお支払事由」（16～17ページ・24ページ）、「法令等の改正に伴う変更」（23ページ）、「保険金・給付金をお支払いしない主な場合」（17～18ページ・22ページ）、ならびに【ご加入のみなさまへ】（26～27ページ）を必ずご確認ください。

従相保険クラブの皆さまへ

働くあなたへ、ちょっといいもの

# N-コンシェルジュ

(企業保険付帯サービス)

のご案内



従相保険クラブ加入者ご本人および配偶者・二親等以内のご親族がご利用いただけます。

**N-コンシェルジュ**とは・・・お徳がいっぱいのサービス！皆さまの日常生活をサポートします！

～従業員の皆さまのために施設が導入している福利厚生制度です～

サービスの一例をご紹介します！

スマートフォン提示型のクーポンや、**日本生命独自の優待特典**など、  
様々なご利用シーンに応じてお徳に使いこなそう！！

## グルメ

各種飲食店 ▶▶▶ 代金割引等



コメタ珈琲店



びっくりドンキー



七輪焼肉 安安



ホムの樹  
ホムスファーム 穂

## ショッピング

各種店舗 ▶▶▶ 購入代金割引等



メガネのJINS



三井アウトレットパーク



ココミンドラッグ

## レジャー

各種レジャー施設 ▶▶▶ 入場料割引等



通天閣



有馬温泉 月光園 遊園地  
日本料理「号外月」



イルカマリンワールド

※割引等の詳細は実際のクーポンを参照してください。  
※記載の情報は、2025年3月現在の情報です。サービスは予告なく、変更または終了する場合があります。

N-コンシェルジュのご利用で**誰でも応募可能なキャンペーン**も随時開催中！

豪華賞品が  
当たる!!



ニッセイラウンジ無料利用  
クーポンがもらえる!!



コンビニ商品が  
当たる!!

\*  
ユニバーサル・  
スタジオ・  
ジャパン



\* 日本生命は、ユニバーサル・スタジオ・ジャパンのオフィシャル・マーケティング・パートナーです。  
TM & © Universal Studios. All rights reserved. CR25-1169

まずは  
こちらから  
ログイン

【スマートフォンで読み取り】



【ログインURL】

<https://nlp.smktg.jp/public/seminar/view/2181>

or

○「お気に入り(ブックマーク)」へ登録をする際は、スマートフォンで読み取ったすぐ後のページをご登録ください。  
○ ログインIDの入力を求められた場合は、『wanwan』をご入力ください。

もっと便利な使い方は裏面へ！ ▶

# 『ログイン&LINE連携』で N-コンシェルジュを使いこなそう！



## N-コンシェルジュ LINE公式アカウント

**STEP③** お得に、便利に使いこなそう！

LINE連携することで…

- 次回以降、**認証レス！**  
ログイン時の入力が必要に！
- 優待割引や  
クーポンの情報を  
**タイムリーにお届け！**
- 使いたいときに  
**すぐアクセスできる！**

**LINE連携方法**

**STEP①** N-コンシェルジュにアクセス

**STEP②** 必要情報を入力後、ログイン

ログイン&LINE連携

毎回認証が必要、  
情報もタイムリーに届かない。


 すでにLINEのお友だち登録済みの方は、  
LINE連携不要です。

※画面はイメージです。

## ■ あなたのお悩みを専門職がサポート！

- 最近、不安が強く眠れない・・・
- 会社の健康診断で、異常を指摘されたけれどどうすればいいの？
- こどもが急に具合が悪くなって...夜間診療が可能な医療機関は？
- 両親が老人ホームを探しているのだけれど、近くにないかしら？

健康・介護・メンタルヘルスのお悩み、  
相談できる場所はありますか？

メンタルヘルス相談

健康管理・介護相談

ご遺族サポート

など充実のサポート体制！

**電話  
相談**

健康・介護・メンタルヘルスに関するお電話は  
**0120-800-173** (通話料無料)

※ご利用の際、相談員から団体名・年齢・性別・お住まいの都道府県をお伺いします。  
なお、メール相談については、N-コンシェルジュにアクセスしてご利用ください。

※記載の情報は、2025年3月現在の情報です。サービスは予告なく、変更または終了する場合があります。

豊富なコンテンツで普段の生活をもっと豊かにできるかも！

実際にログインして各種特典の詳細をCheck！

### 【ご留意点】

●「N-コンシェルジュ」(加入者向けサービス)は、日本生命対象商品にご契約されている団体の加入者ご本人および配偶者・二親等以内のご親族がご利用いただけます。新規に加入された場合、加入月(効力発生日)の第4日曜日の翌日午前8時からご利用可能です。ご加入日はパンフレットをご確認ください。なお、お手続き状況によっては、ご利用が1か月遅れる場合がございますので、ご了承ください。<対象商品>所定の要件を満たす(新)団体定期保険、総合医療保険(団体型)、医療保障保険(団体型)、3大疾病保障保険(団体型)、無配当扱特約付介護保障保険(団体型)、団体長期障害所得補償保険、または、みんなの団体定期保険(新無配当扱特約付団体定期保険) ●「ヘルスケアサポート」は、加入者の家族もご利用になれます。●「N-コンシェルジュ」の特典である商品・サービスのうち、各提携先が提供する商品・サービスのご利用に関して生じた損害について、日本生命は責任を負いません。●12月31日～1月3日、5月3日～5月5日、3月・6月・9月・12月の25日直前の日曜日は定期メンテナンスのため、当サービスはご利用できません。定期メンテナンス日以外も、定期または不定期にご利用を停止する場合があります。●記載の情報は、2025年3月現在の情報です。サービスは予告なく、変更または終了する場合があります。



この「契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。  
また、「契約概要」に記載の保障内容等は、概要を示しています。その他詳細につきましては、「注意喚起情報」等、当パンフレットの該当箇所をご参照ください。

## ≫ 加入資格

- 以下の加入資格の他、「加入申込書兼告知書・異動報告書（1表）」に記載の内容を十分ご確認のうえ、お申込みください。  
以下の年齢は効力発生日現在の年齢です。  
《本人》7ページに記載の加入対象施設・団体に勤務されている役員・職員（パート職員を含みます）の方で年齢14歳6カ月超70歳6カ月以下の方。
- 本制度に加入を希望される場合は、加入資格を有する所属員全員について以下の加入お手続きをしてください。  
・本制度への加入（\*）手続きに際しては、加入（\*）者（被保険者）の同意印が必要です。（「加入申込書兼告知書・異動報告書（1表）」に、加入（\*）者（被保険者）の同意印を押印してください。）  
・加入（\*）の同意印のない方は加入（\*）できません。  
（\*）保障額を増額する場合、増額部分については、「加入」を「増額」と読替えます。

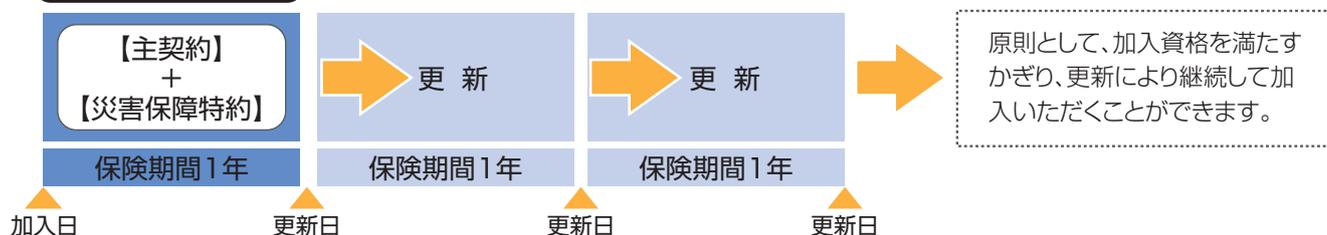
### 【ご注意】

- （1）ご加入後に万一病気になられても、原則として、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。
- （2）会員（事業主）が従相保険クラブの会員資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。（この場合、加入されているその会員（事業主）の役員・職員も年齢によらず脱退となります。）  
また、本人が退職・転籍出向等で上記加入資格を失われた場合にも、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。

## ≫ この保険の特徴

- この保険は、団体を契約者とし、その会員（事業所）のうち、加入資格を有する方全員に加入いただく会員（事業所）向けの団体保険です。
- 保険期間1年の定期保険で、原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により継続して加入いただくことができます。
- ご加入者（被保険者）の死亡・高度障がいに対する保障を確保できます。
- 掛金は毎年算出し、更新日から適用します。

### しくみ図（イメージ）



## ≫ 主な保障内容

- 以下の場合に、保険金・給付金をお支払いします。

### 【主契約】

死亡保険金	保険期間中に、死亡された場合
高度障がい保険金	保険期間中に、加入日（*）以後の病気やケガによって、所定の高度障がい状態になられた場合

※死亡保険金・高度障がい保険金のいずれかのお支払いがある場合、保障は終了します。  
死亡保険金と高度障がい保険金を重複してお支払いすることはありません。

### 【災害保障特約】

災害保険金	保険期間中に、加入日（*）以後の所定の不慮の事故によるケガにより、その事故の日から180日以内に死亡された場合、または加入日（*）以後に発病した所定の感染症により死亡された場合
障がい給付金	保険期間中に、加入日（*）以後の所定の不慮の事故によるケガにより、その事故の日から180日以内に所定の身体障がい状態になられた場合
入院給付金	加入日（*）以後の所定の不慮の事故によるケガにより、その事故の日から180日以内かつ保険期間中に所定の入院を開始され、その入院日数が5日以上となった場合

（\*）その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。

### ご参照

保障内容に関する詳細や制限事項については、【注意喚起情報】「保険金・給付金をお支払いしない主な場合」（14ページ）、【制度の詳細とその他取扱い】（16～19ページ）を必ずご確認ください。

## ≫ 保険期間

- 保険期間は効力発生日～2027年6月30日までです。  
以降は毎年7月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。

## ≫ 受取人

- 本人の死亡保険金・災害保険金・高度障がい保険金・給付金受取人は、事業主です。
- 死亡保険金・災害保険金請求時に労働基準法施行規則第42条（遺族補償を受ける者）および第43条（遺族補償の受給者および順位）に定める遺族補償を受けるべき被保険者の遺族の了解、高度障がい保険金・給付金請求時に被保険者の了解が必要です。

## ≫ 配当金

- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。配当金のお受取りがある場合、実質負担額（年間払込掛金から配当金を控除した金額）が軽減されます。

## ≫ 割戻金

- 保険期間終了後（毎年度6月30日）、保険会社において収支計算が行われ、剰余金が生じた場合には、当センターが保険会社から配当金を受取ります。当センターでは、受取った配当金を、負担いただいた掛金に応じて、加入施設あてに割戻金として還元いたします。割戻金のお受取りがある場合、年間払込掛金から割戻金を差引いた「実質負担額」が軽減されます。

## ≫ 脱退による払戻金

- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

## ≫ 制度運営および引受保険会社

- 当制度は公益財団法人 社会福祉振興・試験センターが生命保険会社と更新時点の約款に基づき締結した災害保障特約付団体定期保険契約に基づいて運営します。
- この団体定期保険契約は以下の引受保険会社による共同取扱契約であり、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。各加入者（被保険者）の加入保険金額・給付金額について、引受保険会社はそれぞれの引受割合（2025年7月1日現在）に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

引受保険会社	日本生命保険相互会社(77.9%)【事務幹事会社】
	ジブラルタ生命保険株式会社(9.1%)
	富国生命保険相互会社(7.0%)
	明治安田生命保険相互会社(4.4%)
	住友生命保険相互会社(1.6%)

「ご相談窓口・指定紛争解決機関」につきましては、裏表紙をご確認ください。

この「注意喚起情報」は、ご加入(\*)のお申込みに際して特に注意いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。また、お支払事由等および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、「契約概要」等、当パンフレットの該当箇所をご参照ください。

なお、保険金等をお支払いする場合、お支払いしない場合の詳細は、「制度の詳細とその他取扱い」に記載しておりますのでご確認ください。

(\*)保障額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」、「加入日」を「増額日」と読替えます。



## ≫ クーリング・オフ

- この保険契約は、団体を契約者とする保険契約であり、ご加入(\*)のお申込みににはクーリング・オフの適用はありません。

## ≫ 告知に関する重要事項

### 告知の義務

- 被保険者となられる方の健康状態等について、事実のありのままを、正確にもれなく告知してください。(これを告知義務といいます) 本人(主たる被保険者)のお申込みにあたり、複数名記入できる連記式の「加入申込書兼告知書・異動報告書(1表)」を使用する場合は、保険契約者が告知してください。
- 告知内容によっては、ご加入(\*)をお断りすることがありますが、傷病歴等があった場合でも、すべてのご加入(\*)のお申込みをお断りするものではありません。
- 引受保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)・団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことになりません。必ず指定された書面(「加入申込書兼告知書・異動報告書(1表)」等)にて告知してください。

### 正しく告知いただけない場合の取扱い

- 告知義務に違反された場合は、ご加入(\*)を解除させていただき、保険金・給付金をお支払いできないことがあります。

### 告知内容等の確認

- 後日、保険金・給付金をご請求の際に、告知内容等を確認させていただくことがあります。

## ≫ 責任開始期

- 引受保険会社をご加入(\*)を承諾した場合、2026年7月1日(加入日(\*))から保険契約上の責任を負います。ただし、被保険者の数が引受保険会社の定める数に満たない場合は、保険契約の効力は発生しません。(更新できません。)
- 当保険制度は追加募集をしておりますので、上記加入日(\*)以外でも加入可能です。追加募集の責任開始日は2027年1月1日です。
- 引受保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)には、ご加入(\*)を承諾する権限がありません。

## ≫ 保険金・給付金をお支払いしない主な場合

- 次のような場合、保険金・給付金をお支払いしないことがあります。

### 【主契約】

- 次のいずれかにより保険金のお支払事由に該当した場合
  - ・加入日(\*)からその日を含めて1年以内の被保険者の自殺によるとき
  - ・保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意によるとき
  - ・戦争その他の変乱によるとき

### 【災害保障特約】

- 次のいずれかにより保険金・給付金のお支払事由に該当した場合
  - ・保険契約者、被保険者、保険金・給付金受取人の故意または重大な過失によるとき
  - ・被保険者の犯罪行為によるとき
  - ・被保険者の精神障がいの状態、泥酔の状態を原因とする事故によるとき
  - ・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間や、法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
  - ・地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によるとき

### 【死亡保険金以外の保険金・給付金】

- 原因となる傷病や不慮の事故等が加入日(\*)前に生じている場合

### 【すべての保険金・給付金】

- 告知義務違反による解除の場合
- 詐欺による取消の場合
- 不法取得目的による無効の場合
- 保険契約が失効した場合
- 重大事由による解除の場合

## ≫ この保険契約から脱退いただく場合

- 本人(主たる被保険者)が加入資格を失われた場合には、保険期間の途中でであってもその日にこの保険契約から脱退となります。
- 更新日時点で継続加入年齢を超える方は、更新日の前月末日で脱退となります。また、保険期間の途中で継続加入年齢を超える方は、次の更新日の前月末日で脱退となります。
- この保険契約の保障終了日は、脱退となった日の属する掛金が払込まれた期間の末日です。  
(例えば、3月24日に脱退された場合、3月分掛金を払込みいただき3月31日が保障終了日となります。)

## ≫ 制度内容の変更

- 公益財団法人 社会福祉振興・試験センターの福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、保険料率や付保特約、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

## ≫ 生命保険契約者保護機構

- 引受保険会社各社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社各社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社各社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、保険金額等が削減されることがあります。
- 保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

(お問合せ先) 生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)

午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

## ≫ 保険金・給付金のお支払いに関する留意事項

- お支払事由が発生する事象、保険金・給付金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等については、当パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。なお、保険金・給付金のご請求は、公益財団法人 社会福祉振興・試験センター経由で行っていただく必要があります。  
ご請求に応じて、保険金・給付金をお支払いする必要がありますので、保険金・給付金のお支払事由が生じた場合だけでなく、保険金・給付金のお支払いの可能性があると思われる場合や、お支払いに関してご不明な点が生じた場合等についても、速やかに公益財団法人 社会福祉振興・試験センターのご相談窓口にご連絡ください。
- 保険金・給付金のお支払事由が生じた場合、ご加入の契約内容によっては、他の保険金・給付金等のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 保険金・給付金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等の事例については、ニッセイのホームページをご参照ください。  
(<https://www.nissay.co.jp/hojin/oshirase/hokinuketori/>)

「ご相談窓口・指定紛争解決機関」につきましては、裏表紙をご確認ください。

## 更に詳しい内容について（制度の詳細とその他取扱い）

この「制度の詳細とその他取扱い」は、「契約概要」・「注意喚起情報」にてご説明した重要な事項の詳細説明や税務上のお取扱い等を記載しております。

お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

また、「契約概要」・「注意喚起情報」は、お申込みにあたっての重要な事項を記載しておりますので、あわせて必ずご確認ください。



### ≫ 保険金・給付金のお支払事由

#### ●主契約

##### [死亡保険金]

引受保険会社は、被保険者が保険期間中に死亡された場合、死亡保険金をお支払いします。

##### [高度障がい保険金]

引受保険会社は、被保険者がこの保険契約への加入日(\*1)以後の傷害または疾病によって、保険期間中に、別表(\*2)に定める高度障がい状態のいずれかになられた場合、高度障がい保険金をお支払いします。

なお、上記によって高度障がい保険金が支払われた場合には、この保険契約のその被保険者に対する部分は、高度障がい状態になられた時に消滅したものとして取扱います。

したがって、高度障がい保険金と死亡保険金は重複してはお支払いしません。

(\*1) その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。

(\*2) 対象となる「高度障がい状態」とは

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系または精神に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

～高度障がい状態に関する補足説明～

#### 1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

#### 2. 眼の障がい(視力障がい)

(1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。

(2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。

(3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障がいは視力を失ったものとはみなしません。

#### 3. 言語またはそしゃくの障がい

(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。

① 語音構成機能障がいで、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合

② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合

③ 声帯全部のてき出により発音が不能の場合

(2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

#### 4. 上・下肢の障がい

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

#### ●災害保障特約

##### [災害保険金]

引受保険会社は、被保険者が、災害保障特約への加入日(\*1)以後に発生した不慮の事故(\*3)による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内で、かつ、保険期間中に死亡された場合、またはこの特約への加入日(\*1)以後に発病した所定の感染症(\*4)を直接の原因として保険期間中に死亡された場合、災害保険金をお支払いします。

上記によって災害保険金をお支払いする場合に、障がい給付金に関し、次のいずれかの事実があるときは、災害保険金額にその該当する給付割合を乗じて得られる金額の合計額を災害保険金額から差引きます。

(1) 災害保険金の支払いの原因となった同一の不慮の事故による障がい給付金をすでに支払っているとき

(2) 災害保険金の支払いの原因となった同一の不慮の事故による障がい給付金の支払請求を受け、まだ支払っていないとき

##### [障がい給付金]

引受保険会社は、被保険者が、災害保障特約への加入日(\*1)以後に発生した不慮の事故(\*3)による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内で、かつ、保険期間中に<別表 給付割合表(\*3)>のいずれかの身体障がいの状態に該当された場合、次の(1)または(2)に定める金額の障がい給付金をお支払いします。

(1) 身体障がいの状態が給付割合表の1種目のみに該当する場合には、災害保険金額に給付割合表のその該当する種目に対応する給付割合を乗じて得られる金額

(2) 身体障がいの状態が給付割合表の2種目以上に該当する場合には、その該当する種目ごと(ただし、約款に定める身体の同一部位(\*3)(以下、単に「同一部位」といいます。))に生じた2種目以上の障がいについては、そのうち最も上位の種目のみに(1)の規定を適用して得られる金額の合計額

上記(1)(2)の適用にあたっては、すでに給付割合表に該当する身体障がいのある身体の同一部位に生じた身体障がいについては、すでにあった身体障がい(以下、「前障がい」といいます。)を含めた新たな身体障がいの状態が該当する最も上位の種目に対応する給付割合から、その前障がいの状態に対応する給付割合(2種目以上に該当する場合は、最も上位の種目に対応する給付割合)を差引いて得られる割合を、その身体障がいについての給付割合とします。

(別表 給付割合表参照)

障がい給付金の支払割合は、同一の不慮の事故または同一の保険期間において、通算して10割をもって限度とします。

なお、災害保険金の支払後に、その災害保険金の支払いの原因となった同一の不慮の事故による同一の被保険者についての障がい給付金の請求を受けても、引受保険会社は、これをお支払いしません。

#### 【入院給付金】

引受保険会社は、被保険者が、災害保障特約への加入日(\*1)以後に発生した不慮の事故(\*3)による傷害の治療を目的として、その事故の日から起算して180日以内に所定の入院(\*5)をされ、その入院日数が5日以上となった場合、保険期間中の入院1日につき、入院給付金をお支払いします。同一の被保険者が同一の不慮の事故によって2回以上入院した場合、入院日数の判定の際には、その事故の日から起算して180日以内に開始した各入院について、入院日数を合算します。

被保険者が災害保障特約の保険期間中に入院を開始し、保険期間の満了日を含んで引続き入院している場合に、この保険契約・特約が更新されないときは、保険期間経過後の入院日数(その入院の退院日までの入院日数)については、保険期間中の入院として取扱いします。入院給付金のお支払いは、同一の不慮の事故について通算して120日(更新前の入院日数を含みます。)を限度とします。

同一の被保険者が2以上の不慮の事故によって入院し、支払うべき入院給付金が重複する場合でも、入院給付金は重複してはお支払いしません。

(\*3) 詳細は、ニッセイのホームページをご参照ください。

(<https://www.nissay.co.jp/hojin/oshirase/hokinuketori/>) 保険金・給付金のお受取りについて

(\*4) 所定の感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中以下のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

#### 分 類 項 目

コレラ、腸チフス、パラチフスA、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、ペスト、ジフテリア、急性灰白髄炎<ポリオ>、ラッサ熱、クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱、マールブルグ<Marburg>ウイルス病、エボラ<Ebola>ウイルス病、痘瘡、重症急性呼吸器症候群[SARS]  
(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)

(注)新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。)である感染症をいいます。)は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める次のいずれかに該当する場合は、「所定の感染症」に含まれます。なお、次のいずれにも該当しない期間中に支払事由が生じた場合は、「所定の感染症」に含まれません。

- (1) 一類感染症、二類感染症または三類感染症
- (2) 新型インフルエンザ等感染症のうち新型コロナウイルス感染症
- (3) 指定感染症

(\*5) 所定の入院とは、医師(引受保険会社が特に認めた柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。

以下同じ。)による治療(柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。)が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、次に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、引受保険会社が特に認めた柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)
- (2) (1)の場合と同等と引受保険会社が認めた日本国外にある医療施設

## ≫ 保険金・給付金をお支払いしない場合等(詳細)

#### 【主契約】

●引受保険会社は、保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、保険金をお支払いしません。

- ・被保険者の自殺。ただし、その被保険者がそのご加入(\*1)日から起算して1年を超えて継続して被保険者であった場合には保険金をお支払いします。
- ・保険契約者・被保険者の故意。
- ・保険金受取人の故意。ただし、その保険金受取人が保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の保険金受取人にお支払いします。
- ・戦争その他の変乱。(\*2)

(\*1) 保障額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」と読替えます。

(\*2) ただし、戦争その他の変乱によって支払事由に該当された被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いし、または保険金を削減してお支払いします。

#### 【災害保障特約】

●引受保険会社は、災害保険金、障がい給付金または入院給付金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、これらの保険金・給付金をお支払いしません。

- ・保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき。
- ・災害保険金の受取人、障がい給付金の受取人または入院給付金の受取人の故意または重大な過失によるとき。  
ただし、その者が災害保険金の一部の受取人、障がい給付金の一部の受取人または入院給付金の一部の受取人であるときは、引受保険会社はその残額をその他の受取人にお支払いします。
- ・被保険者の犯罪行為によるとき。
- ・被保険者の精神障がいの状態を原因とする事故によるとき。
- ・被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき。



- ・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき。
- ・被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき。
- ・地震、噴火または津波によるとき。(※3)
- ・戦争その他の変乱によるとき。(※3)

(※3)ただし、地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によって支払事由に該当された被保険者の数の増加が、災害保障特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、これらの保険金・給付金の全額をお支払いし、またはその金額を削減してお支払いします。

#### 【死亡保険金以外の保険金・給付金】

●高度障がい保険金、災害保険金、障がい給付金、入院給付金のお支払いは、その原因となる傷病や不慮の事故等がご加入(※1)時以後に生じた場合にかぎります。(原因となる傷病や不慮の事故等がご加入(※1)時前に生じていた場合には、お支払事由に該当しません。)したがって、原因となる傷病や不慮の事故等がご加入(※1)時前に生じていた場合には、過去の傷病歴(傷病名、治療期間等)、おからだの状態等について告知いただいているかどうかにかかわらず、これらの保険金・給付金はお支払対象となりません。

#### 【すべての保険金・給付金】

次の場合には、保険金・給付金をお支払いせず、ご加入も継続できません。

##### ●告知義務違反による解除の場合

ご加入(※1)のお申込みの際に保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは事実でないことを告げ、保険契約の全部またはその被保険者のご加入(※1)部分が解除されたとき。ただし、支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことが証明された場合には、保険金・給付金をお支払いします。

##### ●詐欺による取消の場合

保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消となることがあります。この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

##### ●不法取得目的による無効の場合

保険契約者または被保険者が保険金・給付金を不法に取得する目的もしくは他人に保険金・給付金を不法に取得させる目的をもってこの保険契約の締結・被保険者の加入等を行った場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を無効とし、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

##### ●保険契約が失効した場合

保険契約者から保険料の払込みがなく、この保険契約が効力を失ったとき。

##### ●重大事由による解除の場合

次のような事由に該当した場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を解除することがあります。

(以下の③の事由にのみ保険金受取人だけが該当した場合で、複数の保険金受取人のうち一部の保険金受取人が以下の③の事由に該当したときにかぎり、保険金のうち、その保険金受取人にお支払いすることとなっていた保険金を除いた額を、他の保険金受取人にお支払いします。)

①保険契約者、被保険者(死亡保険金の場合は被保険者を除きます。)または保険金・給付金受取人が、保険金・給付金(死亡保険金の場合は、他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。)を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたとき。

②この保険契約の保険金・給付金の請求に関し、保険金・給付金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があったとき。

③保険契約者、被保険者または保険金・給付金受取人が、次の(ア)～(オ)のいずれかに該当するとき。

(ア)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力

団関係企業その他の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること

(イ)反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること

(ウ)反社会的勢力を不当に利用していると認められること

(エ)反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること

(オ)その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

④上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または保険金・給付金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき。

## ≫ 税務上のお取扱い

### 【掛金】

#### ●法人事業所の場合

役員・職員のために法人が負担した掛金は、運営事務費を差引いた金額が原則として全額損金に算入でき、その金額は役員・職員(パート職員を含みます)の所得税の課税対象ではありません。

### 【保険金】

#### ●死亡保険金・災害保険金

・会社が受取った保険金については、支払事由発生時の雑収入として益金算入となります。

・会社が受取った保険金を死亡退職金あるいは弔慰金として、被保険者の相続人に支給し、その旨を明らかに定めている場合には、

(ア)会社は退職金あるいは弔慰金の支払いとして、原則として全額損金となります。

(イ)相続人にとっては、相続税の課税対象となります。ただし、次のとおり一定の金額が非課税となる場合があります。

①死亡退職金の場合：法定相続人が受取った他の退職手当金等の受取金がある場合には、これと合算した金額に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。

②弔慰金の場合：業務上死亡の場合… 賞与を除く死亡時給与の3年分  
業務外死亡の場合… 賞与を除く死亡時給与の6カ月分

税務の取扱い等について、2025年9月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。

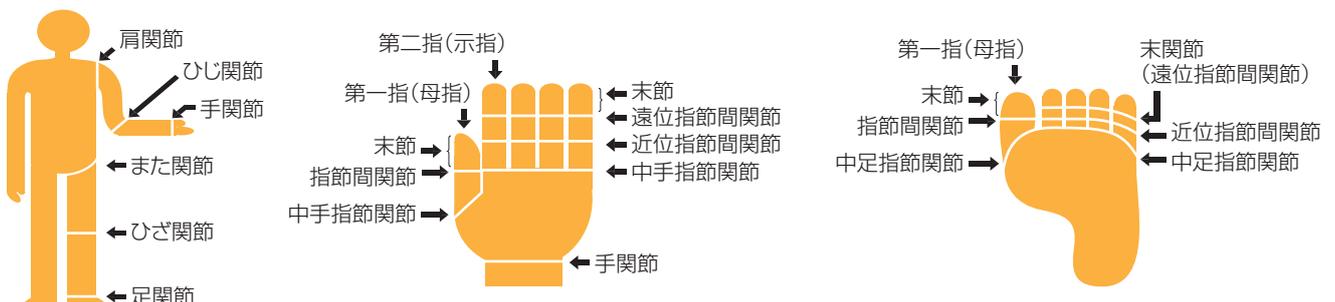
今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。

運営事務費を含めた個別の税務取扱い等については、所轄の国税局・税務署や顧問税理士等にご確認ください。

≫ 〈別表〉 給付割合表

等級	身体障がい	給付割合
第1級	1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	10割
第2級	8. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの 9. 10手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 10. 1肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障がいを生じ、かつ、他の1肢に第3級の13から15まで、または第4級の21から25までのいずれかの身体障がいを生じたもの 11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの	7割
第3級	12. 1眼の視力を全く永久に失ったもの 13. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 14. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの 16. 10足指を失ったもの 17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障がいを永久に残すもの	5割
第4級	18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障がいを永久に残すもの 19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障がいを永久に残すもの 20. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 21. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 22. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 23. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの 25. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 26. 10足指の用を全く永久に失ったもの 27. 1足の5足指を失ったもの	3割
第5級	28. 1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障がいを永久に残すもの 29. 1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障がいを永久に残すもの 30. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)を失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の3手指を失ったもの 31. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)の用を全く永久に失ったもの 32. 1足の5足指の用を全く永久に失ったもの 33. 両耳の聴力に著しい障がいを永久に残すもの 34. 1耳の聴力を全く永久に失ったもの 35. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障がいを永久に残すもの 36. 脊柱(頸椎を除く)に運動障がいを永久に残すもの	1.5割
第6級	37. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障がいを永久に残すもの 38. 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障がいを永久に残すもの 39. 1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 40. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)の用を全く永久に失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの 41. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)以外の1手指または2手指を失ったもの 42. 1足の第1指(母指)または他の4足指を失ったもの 43. 1足の第1指(母指)を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	1割

＜上表における部位の補足説明＞



# ご契約の概要について（契約概要） 総合医療保険（団体型）

この「契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。  
また、「契約概要」に記載の保障内容等は、概要を示しています。その他詳細につきましては、「注意喚起情報」・「ご加入のみなさまへ」等、当パンフレットの該当箇所をご参照ください。



## 》加入資格

- 以下の加入資格の他、「加入申込書兼告知書・異動報告書（1表）」に記載の内容を十分ご確認のうえ、お申込みください。  
以下の年齢は効力発生日現在の年齢です。  
《本人》 7ページに記載の加入対象の施設・団体に勤務されている役員・職員（パート職員を含みます）の方で年齢14歳6カ月超70歳6カ月以下の方。
- 従事者相互保険に加入していること（総合医療保険のみの加入はできません。）
- 本制度に加入を希望される場合は、加入資格を有する所属員全員について以下の加入お手続きをしてください。  
・本制度への加入（\*）手続きに際しては、加入（\*）者（被保険者）の同意印が必要です。（「加入申込書兼告知書・異動報告書（1表）」に、加入（\*）者（被保険者）の同意印を押ししてください。）  
・加入（\*）の同意印のない方は加入（\*）できません。  
（\*）保障額を増額する場合、増額部分については、「加入」を「増額」と読替えます。

### 【ご注意】

- (1) ご加入後に病気になられても、原則として、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。
- (2) 会員（事業主）が従相保険クラブの会員資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。（この場合、加入されているその会員（事業主）の役員・職員も年齢によらず脱退となります。）  
また、本人が退職・転籍出向等で上記加入資格を失われた場合にも、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。

## 》この保険の特徴

- この保険は、団体を契約者とし、その会員（事業所）のうち、加入資格を有する方全員に加入いただく会員（事業所）向けの団体保険です。
- 保険期間1年の定期保険で、原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により継続して加入いただくことができます。
- ご加入者（被保険者）の保険期間中のケガや病気等による入院保障を確保できます。
- 掛金は毎年算出し、更新日から適用します。

### しくみ図（イメージ）



## 》主な保障内容

保険期間中に以下のお支払事由に該当されたときにお支払いします。

給付金のお支払いにあたっては、原因となるケガや病気が加入日（\*）以後に生じることが必要となります。

（\*）その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。

給付の名称	お支払事由の概要	お支払額	お支払限度 ※1
入院給付金	ケガや病気等により1泊2日以上継続して入院をされたとき	入院給付金日額 × 入院日数	[1回の入院※2] 62日 [通算] 1,095日※3

・骨髄幹細胞の採取のための入院の保障は、総合医療保険（団体型）への加入日（\*）からその日を含めて1年経過後の入院にかぎりです。

（\*）その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。

※1 お支払限度については、更新前後のお支払日数を通算します。

※2 入院を2回以上された場合でも、最終の入院の退院日の翌日からの経過日数等によっては1回の入院とみなす場合があります。

※3 保険期間中の入院日数が通算（累積）1,095日を超える場合は、総合医療保険は脱退となりますが、従事者相互保険は継続してご加入いただけます。

### ご参照

保障内容に関する詳細、「給付金のお受取りにあたっての日数制限」や上表の注記（※1～※3）等の制限事項の詳細については、【注意喚起情報】「給付金をお支払いしない主な場合」（22ページ）、「法令等の改正に伴う変更」（23ページ）、「制度の詳細とその他取扱い」「給付金のお支払事由」（24ページ）、ならびに「ご加入のみなさまへ」を必ずご確認ください。

## ≫ 保険期間

- 保険期間は効力発生日～2027年6月30日までです。  
以降は毎年7月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。

## ≫ 受取人

- 本人(主たる被保険者)の入院給付金の受取人は本人(主たる被保険者)です。

## ≫ 配当金

- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。配当金のお受取りがある場合、実質負担額(年間払込掛金から配当金を控除した金額)が軽減されます。

## ≫ 割戻金

- 保険期間終了後(毎年度6月30日)、保険会社において収支計算が行われ、剰余金が生じた場合には、当センターが保険会社から配当金を受取ります。当センターでは、受取った配当金を、負担いただいた掛金に応じて、加入施設あてに割戻金として還元いたします。割戻金のお受取りがある場合、年間払込掛金から割戻金を差引いた「実質負担額」が軽減されます。  
なお、総合医療保険については、当面の間、割戻金はありません。

## ≫ 脱退による払戻金

- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

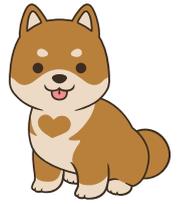
## ≫ 制度運営および引受保険会社

- 当制度は公益財団法人 社会福祉振興・試験センターが生命保険会社と更新時点の約款に基づき締結した手術・放射線治療給付金不担保特約付総合医療保険(団体型)契約に基づいて運営します。

引受保険会社 日本生命保険相互会社

「ご相談窓口・指定紛争解決機関」につきましては、裏表紙をご確認ください。

この「注意喚起情報」は、ご加入（\*）のお申込みの際に特に注意いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。  
また、お支払事由等および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、「契約概要」・「ご加入のみなさまへ」等、当パンフレットの該当箇所をご参照ください。  
（\*）保障額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」、「加入日」を「増額日」と読替えます。



## ≫ クーリング・オフ

- この保険契約は、団体を契約者とする保険契約であり、ご加入（\*）のお申込みにはクーリング・オフの適用はありません。

## ≫ 告知に関する重要事項

### 告知の義務

- 健康状態等について、被保険者となられる方ご本人が事実のありのままを、正確にもれなく告知してください。（これを告知義務といいます。）  
本人（主たる被保険者）のお申込みにあたり、複数名記入できる連記式の「加入申込書兼告知書・異動報告書（1表）」を使用する場合は、保険契約者が告知してください。告知内容によっては、ご加入（\*）をお断りすることがありますが、傷病歴等があった場合でも、すべてのご加入（\*）のお申込みをお断りするものではありません。
- 引受保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）・団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことになりません。必ず指定された書面（「加入申込書兼告知書・異動報告書（1表）」等）にて告知してください。

### 正しく告知いただけない場合の取扱い

- 告知義務に違反された場合は、ご加入（\*）を解除させていただき、給付金をお支払いできないことがあります。

### 告知内容等の確認

- 後日、給付金をご請求の際に、告知内容等を確認させていただくことがあります。

## ≫ 責任開始期

- 引受保険会社をご加入（\*）を承諾した場合、2026年7月1日（加入日（\*））から保険契約上の責任を負います。  
ただし、被保険者の数が引受保険会社の定める数に満たない場合は、保険契約の効力は発生しません。（更新できません。）
- 当保険制度は追加募集しておりますので、上記加入日（\*）以外でも加入可能です。  
追加募集の責任開始日は2027年1月1日です。
- 引受保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）には、ご加入（\*）を承諾する権限がありません。

## ≫ 給付金をお支払いしない主な場合

- 次のような場合、給付金をお支払いしないことがあります。
  - (1) 次のいずれかにより給付金のお支払事由に該当した場合
    - ・保険契約者、被保険者、給付金受取人の故意または重大な過失によるとき
    - ・被保険者の犯罪行為によるとき
    - ・被保険者の精神障がいの状態、泥酔の状態を原因とする事故によるとき
    - ・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間や、法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
    - ・被保険者の薬物依存によるとき
    - ・頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見のないものによる時（原因の如何を問いません。）
    - ・地震、噴火、津波または戦争その他の変乱による時
  - (2) 原因となる疾病や不慮の事故が加入日（\*）前に生じている場合  
※ただし、加入日（\*）からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したとき等は、加入日（\*）以後の原因によるものとみなします。
  - (3) 告知義務違反による解除の場合
  - (4) 詐欺による取消の場合
  - (5) 不法取得目的による無効の場合
  - (6) 保険契約が失効した場合
  - (7) 重大事由による解除の場合
- 詳細は、「ご加入のみなさまへ」に記載しておりますのでご確認ください。

## ≫ この保険契約から脱退いただく場合

- 本人（主たる被保険者）が加入資格を失われた場合には、保険期間の途中であってもその日にこの保険契約から脱退となります。
- 更新日時点で継続加入年齢を超える方は、更新日の前月末日で脱退となります。また、保険期間の途中で継続加入年齢を超える方は、次の更新日の前月末日で脱退となります。
- この保険契約の保障終了日は、脱退となった日の属する掛金が払込まれた期間の末日です。  
（例えば、3月24日に脱退された場合、3月分掛金を払込みいただき、3月31日が保障終了日となります。）

## ≫ 制度内容の変更

- 公益財団法人 社会福祉振興・試験センターの福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、保険料率や付保特約、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

## ≫ 法令等の改正に伴う変更

- この保険契約のお支払事由、保険料その他この保険契約の内容(以下、「お支払事由等」といいます。)にかかわる法令等の改正による公的医療保険制度等の改正があり、その改正がこの保険契約のお支払事由等に影響を及ぼすと引受保険会社が認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この保険契約のお支払事由等を変更することがあります。

## ≫ 生命保険契約者保護機構

- 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、給付金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、給付金額等が削減されることがあります。
- 保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。  
(お問合せ先)生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820  
月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)  
午前9時～正午、午後1時～午後5時  
ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

## ≫ 給付金のお支払いに関する留意事項

- お支払事由が発生する事象、給付金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等については、「ご加入のみなさまへ」に記載しておりますので、ご確認ください。なお、給付金のご請求は、公益財団法人 社会福祉振興・試験センター経由で行っていただく必要があります。ご請求に応じて、給付金をお支払いする必要がありますので、給付金のお支払事由が生じた場合だけでなく、給付金のお支払いの可能性があらと思われる場合や、お支払いに関してご不明な点が生じた場合等についても、速やかに公益財団法人 社会福祉振興・試験センターのご相談窓口にご連絡ください。
- 給付金のお支払事由が生じた場合、ご加入の契約内容によっては、他の給付金等のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 給付金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等の事例については、ニッセイのホームページをご参照ください。  
(<https://www.nissay.co.jp/hojin/oshirase/hokinuketori/>)

「ご相談窓口・指定紛争解決機関」につきましては、裏表紙をご確認ください。

## 更に詳しい内容について（制度の詳細とその他取扱い）

この「制度の詳細とその他取扱い」は、「契約概要」・「注意喚起情報」にてご説明した重要な事項の詳細説明や税務上のお取扱い等を記載しております。  
お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。  
また、「契約概要」・「注意喚起情報」・「ご加入のみなさまへ」は、お申込みにあたっての重要な事項を記載しておりますので、あわせて必ずご確認ください。



### ≫ 給付金のお支払事由

#### 【入院給付金】

- お支払いは、被保険者が保険期間中に次の①または②に定める入院をされた場合にかぎります。
  - ① 加入日(\*)以後に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として、1泊2日以上継続して入院をされた場合  
※お支払いの対象となる入院は、治療を目的として医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設に入院をされた場合にかぎります。
  - ② 骨髄幹細胞の採取術を直接の目的として、1泊2日以上継続して入院をされた場合  
※総合医療保険(団体型)への加入日(\*)からその日を含めて1年経過後の入院に限るものとし、その入院中に骨髄幹細胞の採取術を受けられることを要します。  
※お支払いの対象となる入院は、医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設に入院をされた場合にかぎります。
- (\*) その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。以下、「加入日(\*)」については同じ内容を表しています。
- お支払いは、1回の入院について62日、通算して1,095日を限度とします。  
※お支払限度については、更新前後のお支払日数を通算します。
- 複数回の入院をされた場合、以下のようにお取扱いいたします。  
入院給付金のお支払事由に該当する入院を2回以上された場合、それぞれの入院の原因にかかわらず、それらの入院を1回の入院とみなし、お支払日数の限度を適用します。ただし、入院給付金をお支払いすることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については新たな入院とみなします。



ご注意

給付金をお支払いできないことがあります。お支払いに関する詳細は「ご加入のみなさまへ」をご覧ください。

### ≫ 税務上のお取扱い

#### 【掛金】

- 法人事業所の場合  
役員・職員のために法人が負担した掛金は、運営事務費を差引いた金額が原則として全額損金に算入でき、その金額は役員・職員(パート職員を含みます)の所得税の課税対象ではありません。

#### 【給付金】

- 入院給付金は、主たる被保険者が受取人の場合、非課税です。

税務の取扱い等について、2025年9月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。  
今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。  
運営事務費を含めた個別の税務取扱い等については、所轄の国税局・税務署や顧問税理士等にご確認ください。

## 当パンフレット3ページから6ページの掛金（月換算）について

### ●従事者相互保険と総合医療保険の掛金内訳については以下のとおりです。

コース		A1	B1	C1	D1	E1	F1
掛金（月換算）		685円	775円	865円	955円	1,135円	1,315円
内訳	従事者相互保険(概算保険料)	390円	480円	570円	660円	840円	1,020円
	総合医療保険(概算保険料)	235円	235円	235円	235円	235円	235円
	運営事務費	60円	60円	60円	60円	60円	60円
コース		A2	B2	C2	D2	E2	F2
掛金（月換算）		980円	1,070円	1,160円	1,250円	1,430円	1,610円
内訳	従事者相互保険(概算保険料)	390円	480円	570円	660円	840円	1,020円
	総合医療保険(概算保険料)	470円	470円	470円	470円	470円	470円
	運営事務費	120円	120円	120円	120円	120円	120円
コース		A3	B3	C3	D3	E3	F3
掛金（月換算）		1,275円	1,365円	1,455円	1,545円	1,725円	1,905円
内訳	従事者相互保険(概算保険料)	390円	480円	570円	660円	840円	1,020円
	総合医療保険(概算保険料)	705円	705円	705円	705円	705円	705円
	運営事務費	180円	180円	180円	180円	180円	180円
コース		A0	B0	C0	D0	E0	F0
掛金（月換算）		390円	480円	570円	660円	840円	1,020円
内訳	従事者相互保険(概算保険料)	390円	480円	570円	660円	840円	1,020円
	総合医療保険(概算保険料)	—	—	—	—	—	—
	運営事務費	0円	0円	0円	0円	0円	0円

- 掛金には運営事務費が含まれています。掛金から保険料※を除いた金額が運営事務費となります。  
※上記保険料は概算保険料です。正規保険料は、申込締切後に算出し、更新日(今回は2026年7月1日)から適用しますので保険料は変更となる可能性があります。  
(\*)募集の結果、掛金が確定保険料を下回った場合は、更新日(2026年7月1日)より掛金を見直しさせていただきます。
- 追加募集の際に加入される場合は、保険料が確定している可能性があります。詳細は、当センターまでご照会ください。また、保険料は毎年の更新日に再計算し適用します。

## インボイスの発行について

- 従相保険クラブ(従事者相互保険と総合医療保険)の掛金は保険料と運営事務費が含まれています。  
掛金=保険料(非課税)+運営事務費(消費税10%対象)
- 従相保険クラブではインボイスを年2回発行します。
  - ・2月頃……当年度保険期間の前期および後期掛金の合計支払額に対するインボイスを発行
  - ・11月頃……前年度保険期間の割戻金および掛金の精算に伴うインボイスを発行

## 個人情報の取扱いに関する公益財団法人 社会福祉振興・試験センターと引受保険会社からのお知らせ

- この保険契約は、公益財団法人 社会福祉振興・試験センター（以下、「団体」といいます。）を保険契約者とし、会員事業所（以下、「事業所」といいます。）の所属員を加入対象者とする企業保険です。  
そのため、この保険契約の運営にあたっては、団体および事業所は加入対象者の個人情報（氏名・性別・生年月日・健康状態等）を取扱い、団体がこの保険契約を締結した引受保険会社（共同引受会社を含みます。以下同じ。）へ提出します。  
団体および事業所は、この保険契約の運営において入手する個人情報（個人番号を除く）を、この保険契約の事務手続きのために使用します。
- 引受保険会社は受領した個人情報（個人番号を除く）を各種保険の引受け・継続・維持管理、保険金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、団体、事業所および他の引受保険会社等へその目的の範囲内で提供します。
- また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き団体、事業所および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報取扱われます。  
なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。  
(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。個人番号については、保険取引に関する支払調書作成事務のみに使用します。

～死亡保険金受取人の個人情報の取扱いについて～

指定された死亡保険金受取人（以下、「受取人」といいます。）の個人情報については、上記の加入対象者（被保険者）の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、受取人にその旨を説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

<「障がい」の表記> 当パンフレット（従事者相互保険部分）では、「障害」を「障がい」と表記しています。なお、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語や特定の固有名詞については「障害」とそのまま表記する場合があります。



## Ⅶ. 個人情報取扱について

この保険契約の運営にあたっては、保険契約者(以下、団体)といえます。および団体所属の事業所等(加盟企業・子会社等)を含みます。以下同じ。加入対象者の個人情報(氏名・性別・生年月日・健康状態等)を取扱い、団体が保険契約を締結した引受保険会社へ提出します。団体・事業所等は、この保険契約の運営において入手する個人情報、この保険契約の事務手続きのため使用します。引受保険会社は受領した個人情報を各種保険の引受け・継続・維持管理・給付金等の支払い、その他保険に関連した業務のために利用し、また、団体・事業所等へその目的の範囲内で提供します。また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き団体・事業所等および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報を取扱われます。なお、引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。なお、団体等がこの保険契約の事務を委託する場合には、当該事務の受託会社も団体等と同様に個人情報を取扱います。

(注)保健医療等の機密(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

### 別表1 対象となる異常分娩

対象となる異常分娩とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものに伴う分娩とし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要CD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
妊娠、分娩および産じょくく薄くにおける浮腫、たんぱく蛋白>尿および高血圧性障がい	O10~O16
主として妊娠に関連する他の母体障がい	O20~O29
胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の問題	O30~O48
分娩の合併症	O60~O75
分娩(単胎自然分娩(O60)を除きます。)	O81~O84
主として産じょくく薄くに関連する合併症	O85~O92
その他の産科的病態、他に分類されないもの	O94~O99

### 別表2 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします

(1)医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所(患者を入院させるための施設と同等の施設を有する柔道整復師法に定める施術所において、四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に關し施設を受ける場合には、その施術所を含みます。)

なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。

(2)前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

### 備考

・骨髄幹細胞の採取術  
「骨髄幹細胞の採取術」とは、組織の機能に障がいがある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした骨髄からの骨髄幹細胞の採取術をいい、末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞の採取術を含みます。ただし、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合は除きます。

日本生命保険相互会社  
企業保険サービス課  
平成31年2月21日  
K2018-440

## Ⅳ. 給付金のご請求について

○給付金の支払事由が生じたときは、すみやかに保険契約者へご連絡ください。  
○請求書類は、保険契約者である団体に用意してあります。保険契約者を経由して当社へご提出ください。  
○請求書類は、次のとおりです。  
・当社所定の『給付金請求書』  
・国内の病院または診療所の場合  
一 当社所定の様式による『入院・手術・3大疾病等診断書(証明書)』または所定の要件を満たした診断書

ただし、入院給付金を請求する場合は、以下の条件に該当する場合、『入院・手術・3大疾病等診断書(証明書)』に代わり、『治療内容報告書』と『領収書のコピー』をあわせてご提出いただくことでご請求いただけます。

- ・入院日数が**30日以下**、または給付金額が**10万円以下**であること。
- ・すでに**退院**していること。
- ・病氣による**入院**の場合、**ご加入(増額)から2年経過後の入院**であること。

※なお、ご提出いただいた『治療内容報告書』にて、お支払可否が判断できない場合は、当社所定の『入院・手術・3大疾病等診断書(証明書)』をご提出いただく場合があります。

- ・不慮の事故を原因とする場合
- 一 事故状況報告書
- 一 交通事故による場合、自動車安全センター発行の交通事故証明書(ただし、入院日数20日未満かつ退院後の請求の場合は省略可)

- ・海外の病院または診療所の場合
- 一 入院されたとき、**海外の医療施設が証明する診断書**
- 一 **診断書の和訳文も添付願います。**
- 一 **不慮の事故を原因とする場合には、不慮の事故であることを証明する書類**

<ご注意>

- 給付金の請求は、支払事由発生時から3年間をすぎますと、その権利がなくなり、
- ご請求があった場合で、当社が必要と認めるときには事実の確認を行い、また給付金の請求について当社に診断を行わせることがあります。

## Ⅴ. 法令等の改正に伴う変更について

この保険契約の支払事由、保険料その他この保険契約の内容(以下「支払事由等」といいます。))にかかわる法令等の改正による公的医療保険制度等の改正があり、その改正がこの保険契約の支払事由等に影響を及ぼすと引受保険会社が認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この保険契約の支払事由等を変更することがあります。

## Ⅵ. 当社からのお願い

被保険者の氏名変更・ご家族の異動などの場合には、すみやかに保険契約者を経由して当社へお知らせください。

(3)保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失により、引受保険会社が告知を求めた事項について、告知の際に事実を告げなかったか、または事実が解除されたとき

(4)保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたとき(この場合、すでに払込まれた保険料は払戻ししません。)

(5)保険契約者が被保険者に給付金を不法に取得する目的もしくは他人に給付金を不法に取得させる目的をもって、この保険契約の締結・被保険者の加入等を行ったとき(この場合、すでに払込まれた保険料は払戻ししません。)

(6)保険契約者から保険料の払込みがなくなるとこの保険契約が失効したとき

(7)次のような事由に該当し、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分解除されたとき(この場合、その事由が生じたとき以降に発生した給付金の支払事由については、給付金をお支払いしません。)

- ①保険契約者、被保険者または給付金受取人が、給付金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたとき
- ②この保険契約の給付金の請求に關し、給付金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があったとき
- ③保険契約者、被保険者または給付金受取人が、次の(ア)~(オ)のいずれかに該当するとき

(ア)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。))に該当すると認められること

(イ)反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること

(ウ)反社会的勢力を不当に利用していると認められること

(エ)反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること

(オ)その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

④上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または給付金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき

(8)支払事由に該当された際に、脱退等により被保険者でなくなっているとき

2. 次のような場合、給付金を削減してお支払いするかまたは給付金をお支払いしないことがあります。

以下のいずれかによつて支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に影響を及ぼすとき

- ・地震、噴火または津波によるとき
- ・戦争その他の変乱によるとき

## 【ご加入の生命保険をご活用いただくために】

ご加入の商品と保障内容をお受取人の方へお伝えください！

### 【商品ごとの保障内容】

商品ごとの保障内容（お受取りの対象となる保険金・給付金）については、下表のとおりです。

なお、保障内容の詳細については、【契約概要】「主な保障内容」をご参照ください。

保 障 内 容		団体定期保険	総合医療保険 (団体型)
死亡保険金	被保険者が死亡された場合	○	
災害保険金	不慮の事故または所定の感染症により被保険者が死亡された場合	○	
高度障がい保険金	被保険者が所定の高度障がい状態になられた場合	○	
障がい給付金	不慮の事故により所定の身体障がいの状態になられた場合	○	
入院給付金(病気による)	病気により所定の入院をされた場合		○
入院給付金(災害による)	不慮の事故により所定の入院をされた場合	○	○

複数の保険金・給付金をお受取りいただける可能性がございます。以下は代表的な事例となりますので、ご請求に際してはご請求もれのないよう、ご加入の商品ごとの保障内容を十分にご確認ください！  
※保険金・給付金のご請求手続きは、ご加入の商品ごとに必要となります。

### 【事例】 病気や不慮の事故が原因で所定の入院をされた場合

たとえば・・・こんな事例の場合  
不慮の事故により入院した。

不慮の事故により所定の入院をされた場合、団体定期保険・総合医療保険（団体型）のそれぞれで入院給付金をお受取りいただける可能性があります。  
注）団体定期保険で保障される入院は、不慮の事故が原因で入院された場合に限られますので、病気が原因で入院された場合には入院給付金をお受取りいただけません。

たとえば・・・こんな事例の場合  
A病院にて入院の後、手術のためB病院へ転院した。その後経過良好につきB病院を退院した。

転院により複数の病院で所定の入院をされた場合、すべての入院期間ではなく、最後に入院されたB病院での入院期間についてのみ入院給付金をご請求いただくケースがみられます。転院前のA病院での入院期間についても入院給付金をお受取りいただける可能性があります。

### 【事例】 不慮の事故が原因で所定の身体障がい状態になられた場合

たとえば・・・こんな事例の場合  
不慮の事故により指を切断したため入院したが、障がい状態は回復せず所定の身体障がい状態となった。

入院給付金のみご請求いただき、障がい給付金についてご請求いただいていないケースがみられます。障がい状態が回復せず所定の身体障がい状態となられた際に障がい給付金をお受取りいただける可能性があります。

## よくあるお問合せ

Q1

自動更新とありますが、更新時のお手続きはどうしたらいいですか？

A1

毎年3月～4月に加入者を印字した「加入申込書兼告知書・異動報告書（1表）」をお送りします。加入内容に変更がある場合は該当の方が印字されている「加入申込書兼告知書・異動報告書（1表）」のみ変更事項を記載のうえご提出ください。  
**変更がない場合はご提出不要です。**

Q2

毎年更新時に、再度告知と同意印は必要ですか？

A2

告知と同意印は新規加入時（もしくは増額時）のみ必要です。更新時は自動更新ですので、保障額を増額しない場合は、告知・同意印は不要です。

Q3

施設で保険金や給付金の支払いを受けた場合、翌年以降、支払いのない施設と比較して掛金が上がったり割戻率が変わることはありますか？

A3

施設ごとでは、保険金や給付金の支払いの有無による掛金・割戻率に影響はありません。掛金についての詳細は P25、割戻金についての詳細は P2・P13・P21 をご参照ください。

Q4

理事長などの役員も加入できますか？

A4

ご加入ルールに従ってお申込みとなります。  
パンフレット P7 ⑤参照

Q5

70歳以上の職員も加入できますか？

A5

効力発生日現在で、年齢70歳6カ月超の方は加入いただけません。加入資格は年齢14歳6カ月を超え、年齢70歳6カ月以下の方。詳細はパンフレット P7 ③加入対象および加入資格をご確認ください。

Q6

申込時に告知や医師の診査は必要ですか？また、どのようなことを聞かれますか？

A6

お申込み手続きは、簡単な告知のみで医師の診査は不要です。詳細はパンフレット P9 ご加入手続きの流れ、または「加入申込書兼告知書・異動報告書（1表）」をご確認ください。

Q7

割戻金がありますか？

A7

割戻金は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が発生した場合は（パンフレット P2 に記載のとおり）割戻金が発生します。割戻実績は公益財団法人 社会福祉振興・試験センターHPに掲載しています。

Q8

納付する掛金の計算はどうなりますか？

A8

掛金は半年ごとの払込みで年2回納付していただけます。納付掛金の額は加入コースの掛金に7月1日現在の加入申込者数を乗じた額です。前期分は7月に、後期分は1月に1人あたり同額払込みとなります。

Q9

年度の途中で新規採用した方は加入できますか？

A9

ご加入ルールに従ってお申込みとなります。パンフレット P8 ⑨加入者の異動手続（追加加入・脱退）をご確認ください。

Q10

新規採用・退職等により加入者数に変動があった場合の掛金の精算はどうなりますか？

A10

掛金の精算は年に1度、割戻金お支払い時に行います。加入者の異動を月単位で計算し、払込みいただいた掛金が不足した場合は割戻金から差引き、逆に払込みいただいた掛金が多い場合は割戻金に加えて払戻しいたします。

**Q11** 総合医療保険のみに加入はできますか？

**A11** 総合医療保険に加入するには従事者相互保険に加入する必要があります。

**Q12** N-コンシェルジュのサービス内容を加入する前に確認できますか？

**A12** パンフレットP10の二次元コードよりN-コンシェルジュにアクセスいただき、ログイン画面の「デモサイトはこちら」からデモサイトを確認できます。

**Q13** N-コンシェルジュはいつから使えますか？

**A13** 新規に加入された場合は、加入月（効力発生日）の第4日曜日の翌日午前8時からご利用可能です。ご加入日はパンフレットをご確認ください。なお、お手続きの状況によっては、ご利用が1カ月遅れる場合がありますので、ご了承ください。

**Q14** 弔慰金・給付金の支払実績はどのくらいですか？

**A14** 2024年度（\*）の支払実績は以下のとおりです。多くの方のお役に立っています。

●普通死亡弔慰金	74件	1億8,550万円
●普通高度障がい見舞金	3件	650万円
●災害死亡弔慰金	5件	1,050万円
●災害高度障がい見舞金	1件	230万円
●災害入院給付金	64件	257万4,000円
●傷害見舞金	3件	72万円
●ケガ・病気等入院給付金	11件	10万5,000円

（\*）保険期間：2024.7.1～2025.6.30

**Q15** 従事者相互保険の入院と総合医療保険の入院の違いを具体的に教えてください。

**A15** 従事者相互保険の入院は、不慮の事故により5日以上入院した場合が対象となっております。例えば、転倒による骨折やスポーツ中のケガ等があります。総合医療保険は、ケガや病気等により1泊2日以上継続して入院した場合が対象となります。不慮の事故での入院だけでなく治療を目的とする入院や、異常分娩による入院なども請求対象となります。

※その他請求対象の可否についてのご質問は、従相保険クラブ事務局までお問合せください（保険会社に確認のうえ回答いたします。）。

**Q16** 災害保険金給付対象となる感染症はなんですか？

**A16** パンフレットP17の中段部分をご確認ください。

**Q17** 保険金・給付金の請求はどうしたらいいですか？

**A17** ご担当者様が、パンフレット裏表紙の「従相保険クラブの案内ページ」から保険金・給付金請求に必要な書類をご請求ください。

**Q18** 手術や放射線治療をした場合、手術給付金・放射線治療給付金は支払われますか？

**A18** 手術給付金や放射線治療給付金は給付の対象ではありません。

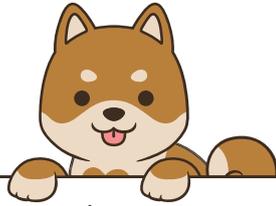
**Q19** 現在療養中ですが、今後障がいが残る可能性があると言われました。高度障がい保険金の請求は可能でしょうか？

**A19** 加入日以後の傷害または疾病によって、保険期間中に、保険会社の定める「高度障がい状態」のいずれかになられた場合にご請求可能となります。詳細については、P16（\*2）をご覧ください。

※不慮の事故によりP19別表の身体障がいに該当したときも傷害見舞金が支払われるケースもございます。

**Q20** 保険金・給付金の経理処理は？

**A20** 雑収入として受けて、保険金、入院給付金をお渡しする際は弔慰金・見舞金として処理してください。パンフレットP8 ⑬参照



ご加入をご検討ください

## お得な特典! N-コンシェルジュ

採用  
面接で!

施設名が入力できて、  
特別感のある  
案内ビラが作成可能

当施設では、  
福利厚生としてさまざまな  
サービスも利用できますよ!  
休日のリフレッシュに  
是非。

え? この施設には  
こんなサービスもあるの?  
なんか楽しそう!!

(\*) 配偶者・二親等以内のご親族も利用いただけます。

社会福祉法人 ●▲福祉会 ★▲園

で働く皆様のための福利厚生サービス  
従相保険クラブに加入された施設・職員(\*)が利用いただける  
お得な特典! N-コンシェルジュのご案内

暮らし

グルメ

エンタメ

レジャー

※写真はイメージです

### ご相談窓口等

- ご照会・苦情につきましては、以下の団体窓口までお問合せください。  
(なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じく以下の日本生命窓口までご連絡ください。)

<団体お問合せ先> 公益財団法人 社会福祉振興・試験センター(従相保険クラブ事務局)  
〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1-5-6  
TEL.03-3486-7511 FAX.03-3486-7514  
<https://www.sssc.or.jp/>  
【受付時間 9:00~12:00 13:00~17:00(土・日・祝日を除く。)]

<日本生命お問合せ先> 日本生命保険相互会社 法人サービスセンター  
TEL:0120-563-925(通話料無料)  
※お問合せの際には、以下の記号証券番号をお知らせください。  
従事者相互保険:932-5595 総合医療保険:900-95235  
【受付時間 月曜日~金曜日 9:00~17:00(祝日・12/31~1/3を除く。)]

従相保険クラブの  
案内ページ



### <指定紛争解決機関>

- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。  
(「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/> をご覧ください。)なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決が見つからない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。